

介護にかかる費用の節約のために

～優遇措置や減免制度を有効に活用しよう～

社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会

1 高額療養費の支給(70歳以上の場合)

医療費の自己負担額(一部負担金)が高額になった場合、医療機関等へ支払った後、申請して認められると自己負担限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。自己負担限度額は、診療月が1月～7月は前々年の収入、8月～12月は前年の収入を基に判定します。(自己負担限度額の切替え毎年8月に行われます。)
<自己負担限度額(月額)>

区分	外来(個人単位)の限度額	入院+外来(世帯単位)の限度額	
一般	12,000円	44,400円	
現役並み所得者 課税所得が145万円以上の方が同一世帯にいる方	44,400円	80,100円+(医療費の総額-267,000円) ×1% ※4回目以降は83,400円	
低所得者 (町民税非課税世帯)	2	8,000円	24,600円
	1 年金受給額が80万円以下などの人	8,000円	15,000円

●入院する時は「限度額適用認定証」の交付を受けましょう

入院する場合、事前に申請することにより、「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。申請した月の初日から対象となります。医療機関に提示することにより、医療費が自己負担限度額までの支払いですみます。70歳以上の方は、所得区分が低所得者1・2の方のみ申請できます。町民税非課税世帯または低所得者1・2の方は入院時に係る食事代も減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付となります。「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は毎年7月末日です。引き続き必要な方は、再度申請してください。

—入院したときの食事代は、下表の標準負担額を自己負担します。—

区分	標準負担額(1食あたり)	
一般(下記以外の人)	260円	
町民税非課税世帯又は低所得者2	過去12か月の入院日数90日までの入院	210円
	過去12か月の入院日数90日を越える入院	160円
低所得者1	100円	

窓口: 飯豊町住民税務課住民室 (国保担当)72-2111

請求権の消滅時効の期間は、基準日(基準日とみなされる日を含む)の翌日を起算日として、2年となります。

2 高額介護サービス費の支給

介護保険では、同じ月に利用したサービスの、1割の利用者負担の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合には、世帯合計額)が、下表の負担上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。※入所・入院(ショートステイ)の食費・居住費、差額ベッド代、日常生活費等の費用、住宅改修及び福祉用具購入の自己負担分は高額介護サービス費の支給対象になりませんのでご注意ください。いずれにしても領収書はしっかり保管しておきましょう。

高額介護サービス費の支給を受けるには、介護保険担当窓口に「高額介護サービス費支給申請書」の提出が必要です。

利用者負担段階		高額介護サービス費の負担上限額(月額)
第1段階	高齢年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方又は生活保護受給者	15,000円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が800,000円以下の方	15,000円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が800,001円以上の方	24,600円
第4段階	上記以外の方	37,200円

窓口：飯豊町健康福祉課福祉室 86-2233

請求権の消滅時効の期間は、基準日(基準日とみなされる日を含む)の翌日を起算日として、2年となります。

3 高額医療・高額介護合算制度

みなさんが医療や介護に支払った金額がそれぞれ自己負担限度額を超えたとき、超えた分の額が支給される制度があります。(医療では「高額療養費」、介護では「高額介護サービス費」)。

更にその自己負担を軽減する目的で、平成20年4月に「高額医療・高額介護合算制度」が設けられました。年額で限度額が設けられ、限度額を超えた分は、申請して認められると後から支給されます。

〈支給の対象〉

①毎年8月1日～翌年7月31日までの1年間で健康保険と介護保険の両方に自己負担がある世帯
 【注】同一世帯内であっても、計算は対象年度の末日(7月31日)に加入している保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度、社会保険など)ごと別々に計算します。

②上記①に該当する世帯で、医療費と介護費の自己負担額の合算が自己負担限度額(下表参照)に500円を加えた額以上の場合、申請すると支給されます。

〈世帯の年間での自己負担限度額〉

所得区分		後期高齢者医療制度+介護保険	国民健康保険(社会保険など)+介護保険(世帯内の70歳から74歳)	国民健康保険(社会保険など)+介護保険(70歳未満含む世帯)
現役並み所得者 (上位所得者) 課税所得が145万円以上の方が同一世帯にいる方		67万円	67万円	126万円
一般		56万円	56万円	67万円
低所得者 (町民税非課税世帯)	2	31万円	31万円	34万円
	1 年金受給額が80万円以下などの人	19万円	19万円	

窓口：飯豊町住民税務課住民室 (国保担当)72-2111

請求権の消滅時効の期間は、基準日(基準日とみなされる日を含む)の翌日を起算日として、2年となります。

4 在宅介護支援事業(飯豊町)

この制度は、本町に住所を有する要介護者が、介護保険居宅サービスを利用した場合に、利用者負担金の全部又は一部を助成することにより当該世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、介護保険居宅サービスの利用を促進し、要介護者等が安心して日常生活を送れるよう支援することを目的に飯豊町単独事業として平成23年4月より創設されました。

下記の要件に該当する方については、申請して認められた後、利用実績に応じ利用月の翌月末までに指定口座に助成費が振り込まれます。

<助成対象>

飯豊町の介護保険被保険者である者のうち、次の各号に該当する者。

①本町の区域内にある居宅において生活している者。

②介護保険法に規定する要介護者であり厚生労働省令で定める要介護状態区分認定を受けた者。

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、この事業の対象者としなない。

- ・養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームに入居する者。
- ・生活保護法による介護扶助を受けている者。
- ・保険給付の制限を受けている者。

<対象サービス>

サービス区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問介護	○	○	○	○	○
訪問入浴介護	○	○	○	○	○
訪問看護	○	○	○	○	○
訪問リハビリテーション	○	○	○	○	○
通所介護	×	×	○	○	○
通所リハビリテーション	×	×	○	○	○
福祉用具貸与	○	○	○	○	○
特定福祉用具販売	○	○	○	○	○
居宅介護住宅改修費	○	○	○	○	○

<助成額>

- ①訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション及び福祉用具貸与に係る利用者負担金月額合計と10,000円を比較していずれか少ない方の額。
- ②通所介護及び通所リハビリテーションに係る利用者負担金月額合計と4,000円を比較していずれか少ない方の額。
- ③特定福祉用具販売及び居宅介護住宅改修費に係る利用者負担金月額合計と10,000円を比較していずれか少ない方の額。

窓口: 該当される方には担当ケアマネジャーより連絡があります。